

物品調達における障害者雇用企業の優先的取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が行う物品の調達において、障害者雇用企業を優先的に取り扱うことにより、障害者の雇用の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号から第6号までに掲げる身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。

2 この要綱において「障害者雇用企業」とは、県が行う物品の調達に係る競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）を有するもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事の認定を受けたものをいう。

(1) 県内に本店が所在する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。）であること。

(2) 法第43条の規定の例により算定したその雇用する労働者の数に対するその雇用する障害者である労働者の数の割合が100分の3.6以上であること。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、山口県物品規則（昭和39年山口県規則第57号）第2条第1号に掲げる本庁において行う備品又は消耗品の購入で、会計管理局物品管理課がその手続を行うものについて適用する。ただし、この要綱の規定により難しいものとして知事が別に定めるものについては、この限りでない。

(随意契約における優先的取扱い)

第4条 会計管理局物品管理課長（以下「課長」という。）は、随意契約により物品を調達しようとする場合において、2人以上の者から見積書を提出させるときは、当該物品に対応する営業種目（参加資格の審査に係る申請書に記載された県との取引を希望する営業種目をいう。以下同じ。）での取引を第1希望としている障害者雇用企業を1人追加して提出させるものとする。

(指名競争入札における優先的取扱い)

第5条 課長は、指名競争入札により物品を調達しようとするときは、当該物品に対応する営業種目での取引を希望している障害者雇用企業をその希望順位にかかわらずすべて指名するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。